

2026-4-23

(一社)機関投資家協働対話フォーラム

株式会社東京証券取引所「少数株主保護に関する上場制度の見直し等について」への
パブリックコメント

一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム(以下「当法人」という)は、株式会社東京証券取引所「少数株主保護に関する上場制度の見直し等について」(以下「今回の見直し」という)へのパブリックコメントとして、以下のコメントを提出いたします。

なお、当法人は、少数株主保護について推進される今回の見直しが、アセットオーナーに対する機関投資家の受託者責任遂行をサポートし、合わせて株主総会決議についての情報開示の一段の強化につながるものとして、その方向性について賛同いたします。

(1)「1. 少数株主の賛成割合等の開示 - ②開示内容」について

(1)-1

「1. 少数株主の賛成割合等の開示 -②開示内容」における、一番目の「・」では、「取締役の選任議案(会社提案議案に限ります)」とされておりますが、「会社提案・株主提案の別を問わない全議案」とすることが望ましいと考えます。

理由は、企業が少数株主の利益を適切に確保しているかについて、少数株主側が適切に判断できる状況とは、株主利益に係る全ての議案において適切な情報開示が行われることであるためです。そして、株主利益に係る議案は、取締役選任議案に限らず、また会社提案・株主提案の別に依らず、全ての議案です。

つまり、会社提案の取締役選任議案のみならず、株主提案を含む全ての議案における少数株主の賛否割合・反対票について情報開示を行うことが、企業が少数株主の利益を適切に確保しているかについて、少数株主側が適切に判断できる状況となり得ます。

したがって、開示内容を「取締役の選任議案(会社提案議案に限ります)」に限らず、「会社提案・株主提案の別を問わない全議案を対象とする」ことが、少数株主保護の趣旨に沿ったものと考えられます。

(1) - 2

また、三番目の「・」では、「少数株主の 50%超の反対票が投じられた議案があったと認める場合」とされ、その後続く文に記載された取締役会の対応として、「取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか」とされておりますが、前述(1) - 1で申し上げた「会社提案・株主提案の別を問わない全議案」とする場合、当該箇所はそれぞれ、「会社提案において少数株主の 50%超の反対票が投じられた議案、および株主提案において少数株主の 50%超の賛成票が投じられた議案」、「取締役会として、少数株主の会社提案における反対理由や、株主提案における賛成理由の原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか」とすることが望ましいと考えます。

理由は、前述(1) - 1と同様の考えに基づき、取締役会の対応について少数株主がその適切性について判断を行う状況とは、会社提案の議案において少数株主の 50%超の反対があった場合、および株主提案において少数株主の 50%超の賛成があった場合について、取締役会が少数株主の反対もしくは賛成理由の原因の把握・理解にどのように対応しているか情報開示される場合であるためです。

(2) 「2. 独立役員の独立性基準・開示の見直し - ②属性情報の記載の拡充」について

「2. 独立役員の独立性基準・開示の見直し - ②属性情報の記載の拡充」について、概要では「上場会社の株式を政策保有株式として保有している先」とされておりますが、「政策保有株式(みなし保有株式を含む)」と明記することが望ましい、と考えます。

理由は、政策保有株式の範囲について、補足資料 12 ページでは「上場会社として合理的に可能な範囲で確認を行った結果、把握できる範囲の開示で問題ありません(例えば、有価証券報告書の【株式の保有状況】で銘柄名が確認可能な範囲など)」との説明がありますが、一般的に、政策保有株式は有価証券報告書における「特定投資株式」を指し、みなし保有株式を含めないと企業が理解している可能性があり、その場合、政策保有株式にみなし保有株式を含めずに独立性基準を算出する恐れがあるためです。

みなし保有株式は名目上の所有権こそないものの、議決権行使においては企業に指図権があるケースや、企業年金における保有でも議決権行使は本体企業の意味に従うケースなどが想定され、議決権行使等を通じて保有先企業に影響を与える存在として捉える必要があります。

したがって、独立性基準を考える場合、政策保有株式にはみなし保有株式を含め、「政策保有株式(みなし保有株式を含む)」と明記する必要があると考えられます。

以上

連絡先

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム

理事長 木村祐基 事務局長 山崎直実

理事 大堀龍介、鎌田博光、小澤大二、中熊靖和、齊藤太

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン

ウェブサイト <https://www.iicf.jp> メールアドレス info@iicf.jp